

令和5年7月橋本市議会臨時会会議録

令和5年7月19日（水）

---

議事日程

令和5年7月19日（水） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定について

日程第3 議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について

日程第4 議案第2号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

---

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定について

日程第3 議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について と、日程第4 議案第2号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

---

議員定数 18名

出席議員 18名

1番 森 下 伸 吾 君	2番 板 橋 真 弓 君
3番 岡 本 喜 好 君	4番 梅 本 知 江 君
5番 阪 本 久 代 君	6番 高 本 勝 次 君
7番 岡 弘 悟 君	8番 田 中 博 晃 君
9番 堀 内 和 久 君	10番 垣 内 憲 一 君
11番 岡 本 安 弘 君	12番 小 林 弘 君
13番 田 中 和 仁 君	14番 南 出 昌 彦 君
15番 辻 本 勉 君	16番 土 井 裕美子 君
17番 石 橋 英 和 君	18番 中 本 正 人 君

---

説明員職氏名

市 長 平 木 哲 朗 君	副 市 長 小 原 秀 紀 君
教 育 長 今 田 実 君	総 合 政 策 部 長 土 井 加 奈 子 君
総 務 部 長 井 上 稔 章 君	経 済 推 進 部 長 北 岡 慶 久 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長
健 康 福 祉 部 長 久 保 雅 裕 君	危 機 管 理 監 廣 畑 浩 君
建 設 部 長 西 前 克 彦 君	会 計 管 理 者 大 岡 久 子 君
上 下 水 道 部 長 堤 健 君	教 育 部 長 堀 畑 明 秀 君

消 防 長 永 井 智 之 君  
選挙管理委員会事務局長 藤 岡 栄 次 君  
財 政 課 長 三 浦 康 広 君

病院事務局長 池之内 正 行 君  
監査委員事務局長 櫻 井 康 雄 君  
政策企画課長 中 岡 勝 則 君

---

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福 井 直 記  
議事調査係長 長谷川 裕 子

議会事務局次長 笹 山 奨

---

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君) おはようございます。  
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君) これより令和5年7月  
橋本市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

○議長(森下伸吾君) 今臨時会に出席の説明  
員につきましては、お手元に出席説明員表を  
配付いたしております。

この際、諸般の報告をいたします。

市長から、令和5年7月6日付、橋総第133  
号をもって、本日招集の市議会臨時会に提出  
する議案2件が送付されております。議案は  
お手元に配付いたしております。これを今会  
期中にご審議願います。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君) これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行いま  
す。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条  
の規定により、議長において、14番 南出君、  
18番 中本君の2人を指名いたします。

---

日程第2 会期決定について

○議長(森下伸吾君) 日程第2 会期決定に  
ついて を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたい  
と思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんの  
で、会期は本日1日と決定いたしました。

---

日程第3 議案第1号 令和5年度橋本市  
一般会計補正予算(第4号)について と、

日程第4 議案第2号 令和5年度橋本市  
工業団地造成事業特別会計補正予算(第2  
号)について

○議長(森下伸吾君) 日程第3 議案第1号  
令和5年度橋本市一般会計補正予算(第4号)  
について と、日程第4 議案第2号 令和  
5年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正  
予算(第2号)について を一括議題といた  
します。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(平木哲朗君)登壇〕

○市長(平木哲朗君) おはようございます。  
令和5年7月市議会臨時会の開会にあたりま  
して、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆さまには、ご多用の中ご出席を賜  
り、厚くお礼を申し上げます。

6月2日から3日にかけて和歌山県北部に  
発生しました線状降水帯による大雨は、先日、  
文書にても報告させていただきましたとおり、

市内各所に大きな被害をもたらしました。災害から1箇月半がたちましたが、復興まで長期戦となることが予想されます。議員各位には、ご支援・ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日提案させていただきました議案についてご説明申し上げます。

本議会には、令和5年度橋本市一般会計及び工業団地造成事業特別会計の各補正予算案件2件を提案させていただきました。

まず、議案第1号は、令和5年度橋本市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

6月2日に和歌山県北部に発生した線状降水帯による大雨が激甚災害に指定され、農地・農業用施設などの災害復旧事業に係る国庫補助率がかさ上げされることになりました。

本市において被害状況が徐々に明らかとなる中で、国からの補助対象とならない農地・農業用施設が多くあることが判明し、農業者等を支援するとともに耕作放棄地の増加を抑制することを目的に、営農を継続する意思のある農業者に対し、農地・農業用施設等を復旧するための補助金など、6,010万円を予算計上いたしました。

次に、議案第2号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)は、6月2日に和歌山県北部に発生した線状降水帯による大雨により、あやの台北部用地開発事業区域内で発生した崩土等被害箇所に対する復旧工事費5,000万円を予算計上いたしました。

以上、議案2件についてご説明申し上げます。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）市長の説明が終わりました。

これより議案第1号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）おはようございます。よき予算というか、助けていただき、ありがとうございますと申し述べておきます。

少し嫌みになるんですけども、鉄は熱いうちに打てと申します。熱いうちに打てているかどうかというタイムスケジュールはちょっと思うところもあるんです。でも、最大努力していただいております。だから、その件に関しては聞きません。

市長の提案理由の説明の部分からちょっと聞くんですけども、「営農を継続する意思のある農業者に対し」という部分の線引きですよ。経済推進部長、たまにいろんなところでお会いすることもあって、農業に関しての市長の熱意を代弁して祝辞で述べたりとか、そういうことも何回か聞いて、感銘を受けたことがございます。その中で、「今回の水害がきっかけで農業をやめてしまうということのないように」というすばらしいお言葉を聞いたのを覚えています。それと重ねてこの文章について聞くんですけども、やめてしまうであろうという方はどれぐらいおられるのか、残念な方というのはどれぐらいおられるのか、どれだけの把握ができていますのか。「営農を継続する意思」という線引き、あと、「耕作放棄地を増やさないための」と、この辺、ちょっと似たようなニュアンスなんですけど、それぞれ意味があると思うんです。それについて見解を述べていただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず最初のご質問です。営農に意思のある方、やめてしまうというような方がどれぐらいおられるのか

というおたただしですが、直接、それから農業委員等を通じて、やはり今回の災害において、後継者がおらない、鳥獣害の被害が常日頃ある中で、今回のような災害を受けて、本当に支援も受けられない状況であるのであれば、農業を続けていくことが難しいですといった声が、農家の方や農業委員を通して担当者のほうに連絡等がある状況です。どれぐらいの方がという具体的な数字は現状把握できていないんですが、農林整備課のほうから、国の補助等の対象にならない方が300件ぐらいあるというふうにお聞きして、それを今回予算計上させていただいていますので、個々、農家の方と状況を把握、これまでもしておりますが、より以上丁寧な対応をして、農業を引き続き継続していただきたいという、そんな思いでいます。

今回の農地を維持していただくところについては、誓約書という形で条件を出させていただいて、5年間の耕作継続ということを誓約書に意思表示していただくという、そんな予定でおります。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。難しい線引きではあろうと思いますけれども、前向きな意思のある方には手を差し伸べるといことは理解します。

金額なんですけど、農林整備課より約300件の報告が、国費・県費の当たらないところがというお話の分で再質問させていただくんですけども、単純に割って何ぼとかそういう議論ではないと思うんです。災害の度合いもあろうかと思うんです。この計上する6,000万円というのが足りているのか否かということも多分この先出てくると思うんです。これについてオーバーするであろう分というのは、平等性、また、災害の大なり小なりも含めて、経営が可能な、できる状態ということテー

マにしたときに、さらなる補正というのはお約束いただけるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、金額の設定のところですが、今回、補助対象事業については、1箇所5万円以上のというふうにさせていただきました。これについては、国の小規模災害の適用下限というのが13万円となっているんですが、じゃ、13万円を超えるような災害がというふうに考えたときに、やはり小規模の災害を受けている農家の方がたくさんおられるんじゃないかなということで、1箇所5万円というふうなことを予算計上する根拠としてさせていただいています。

補助金の上限額、2分の1の補助をさせていただいて、1農家当たり最大限20万円ということで、先ほど申し上げました300件を想定して6,000万円というふうに積算させていただいたところです。

今後なんですけど、やはり、今回の災害等の報告については、区長方、自治会長、また、個人農家等、それから水利組合の方等、いろいろな手法で本市のほうに連絡が入っています。まだまだもれがある可能性もありますので、8月に開催されます区長理事会等で改めて周知をお願いさせていただいたり、JAから出される便りであったりとか、そういったところへ農家の人に本当に声が届くような形で制度周知をしたいと、そんなように考えています。

そういった中で、申請の期限を12月末というふうに一旦させていただくんですが、財源的には、やはり今年度中に農家の方がそれぞれ施工できるとは限りませんので、来年度も含めた施工というふうに考えているところです。申請期限というのは、令和6年12月20日というふうに現在は想定しています。

そういった中で、議員おたなしのとおり、

じゃ、6,000万円で本当に足りるのかどうかということについては、いろんな申請の状況を見ながら、財政部局と当然協議をさせていただいて、予算の確保に努めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）おはようございます。

まずお伺いしたいのが、農地の規模というか、完全に金額ベースだけでいってしまうのか、大きさ関係なしに。まずそこが一点。

それと、今、部長がおっしゃられましたけれども、ここから先、来年度もいけるかもしれないということなんやけど、例えば、工事業者がいっぱいになって入れなくて、現在も災害で復旧できていないのに、それが元で、例えばこの後、豪雨や台風なんかでさらなる被害が大きくなった場合、こういった部分も、台風等が新たな被害じゃなくて、結果、工事できれへんかった結果、さらに被害が広がった場合というのも対象になるのか、この二点お伺いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、農地の規模につきましては、先ほど申し上げたとおり、5万円以上の工事が農林振興課で取り扱う工事の規模になります。だから、災害の適用にならなかった40万円以下のところがその対象ということになります。ただ、土地の所有者であるとか、耕作者であるとか、それから、例えば土砂災害等があれば、上部の土地の所有者と下の所有者で、それぞれ、じゃ、ほんなら、2件になるのかということ、決してそうではなくて、1箇所についての1災害というふうな位置付けでありますので、当事者もしくは市が入って、その調整は、先ほど申し上げたとおり、本当に、そのことで、もうこんなんやったら耕作するのが嫌やということが決してないように、私たちもで

きるだけ調整に入りたいなと、そんなふうにご考えています。

もう一点のところですが、今後、豪雨や台風というようなことが当然ないとは限りませんが、今回の補正予算については、6月2日の災害ということで想定してはいますが、現状については、写真等をきっちり撮っていただいて、今後もしその場所が災害等によってより拡大した被害があるというようなことについては、改めて、個々の対応ということで関係部局と相談しながら対応したいと、そんなふうにご考えています。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）台風の件はオーケーです。やっぱり、工事が入られへんかった、時間がかかった結果、さらに広がったというときは、農家の方にとっても、「えっ、来てくれへんやん」ということになってしまうので、そこはよろしくお願ひします。

それと、部長が答弁いただいた1個目の、まさに言おうとしておったのが、上・下で分かれているときとか、「いや、うちはせんでええねん」とかというのがきつと出てくると思うんですよ。先ほども、市が調整に入ってくれるというんやけれども、ここをきっちりしておかんと、先ほど9番議員が言われた、結果、耕作放棄地につながっていく可能性もあるかもしれへんで、その辺りの調整というのはかなりシビアな仕事、しんどい仕事になると思うんですけれども、大丈夫ですかという言い方は変ですけれども、その辺りはいかがですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員おただしのおとおり、私も申し上げてはいますが、あくまで民民のことであって、行政が関わるからといってスムーズに行くとは決して考えていません。ただ、そのことによって耕作放棄地、

「もうええわ」というようなことがあってはならないので、できるだけ、こういった要望がそれぞれにあるのかも含めて確認させてもらって、要は、原状復旧をいかにしていただくのかというところについて、きっちり私たちも関わりながら対応したいと、そんなふうに思っています。

いろいろ相談がある中で、全く関係のないところに、「やっぱり耕作するためにはそこを通ってこなければならぬ。そこが崩れているのでどうしようもないんやけど」といった相談もありますので、そういったところも対象としてできるような、そんなことを制度として考えているところです。

○議長（森下伸吾君）ほかに。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）二点質問させていただきます。

まず、補償率、補償額の2分の1というところなんですけれども、この2分の1という数字は、今、まさに農家がやめる・やめないと判断するとき、ここまで補助してくれたらもう一回続けようかなという気力を持たせるだけのそういう額面なのか、もしくは何か基準があって2分の1なんですというのか。もしかしら、2分の1であってもやめるんだけども、3分の2を持ってくれたら頑張ろうかなという気になるとか、そういった声が委員会のほうからとか上がってきているのかどうかというのを確認させていただきたいと思えます。

もう一点が、5年間の継続意思ということなんですけれども、正直、今、高齢者の方が農家をされていて、今後5年間本当にできるだろうか、今後5年間に跡継ぎがない場合はやはり撤収するというのを検討されている中で、5年という期間を申請してください、やってくださいというときに、残念なが

ら、お体の調子が悪いとか、耕作をできなくなってしまった、そういう結果になった方に対して、市としては、5年間やってくださいとお願いしているのに、できなかったのこのお金は返してくださいとか、そういったような制度というか、そういう制度になっているのかどうか。特に返還は要求しませんとか、こういう条件のときは返さなくていいですよとか、そういったものまで考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、補償というんですか、補助金として2分の1とする根拠ですが、具体的な理由としてはございません。市として2分の1補助するというのを今回決定させていただきました。ただ、議員からおただしがあったとおり、3分の2以上の補助があるとか、そういったことについては農業委員等からも意見をいただいていますけど、市としては2分の1の補助ということでさせていただいたので、ご理解いただきたいというふうに思います。

あと、5年の誓約書についてですが、悪意等がない限り、5年間というのは継続というような誓約をいただくつもりをしています。今後、もし、田畑が耕作できないというようなことがあっても、市としては、その田畑を別の方が耕作していただいても継続ということでももちろん対応しますので、今の現状を放置したまま耕作できないというその状況を避けるがために、今回の補助金を構築したということになりますので、ご理解ください。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）2分の1の補助金のところで目安となる補助率が、農林水産省が所管する災害復旧事業のところの農地災害の復旧に係る基本補助率というのが50%となっておりますので、そこを目安に2分の1と

決定しております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

今回の補正の目的というのは、できるだけ農地を守っていく、ここの目的に沿った予算を計上していますので、基準はあるんですけども、市としてやはりできることをして、農家の方々を守って、しっかり農村の整備をしていく、ここの目的に沿ったような形で制度設計のほうをよろしく願います。答弁は結構でございます。

○議長（森下伸吾君）ほかに。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）各議員の方、いろいろご意見していただいていますけども、私も農業を継続される方というところがちょっと引っかけます。人・農地プランから地域計画へと移行されておる中で、やはり市としても、橋本市の基幹産業である農業、これを何としても、やはり地域計画、計画どおりに農業振興を図っていくということは責務かなというふうに思います。

そういう意味では、農地を守っていくという話もありましたけど、やっぱり農家を守っていかなければいけないのかなというふうに思います。だから、農地が土砂崩れで、農地が耕作できないような状態になったというときもありますし、また、農地の土砂崩れで民家にまで影響を与えたというふうなところの中での経費がかかるというところもあるかと思えます。

やっぱり農家を守っていくためには、将来を見据えた人・農地プラン、これを必ず実行していくんやという、そういう勇気のある政策が橋本市としてなければ、やっぱり橋本市といえど何やと言うたときに、一つはやっぱり農業かなと思います。そこをやっぱり特徴としてこれからも継続していこうと考えるの

であれば、さらに踏み込んだ政策を考えていただきたいというふうに思います。

その辺、人・農地プラン、地域計画を踏まえた上でどのようにお考えになっているか、お願いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）人・農地プラン等、国から担い手を地域ごとにつくって、その担い手がそれぞれ農業を続けていただけない方等を把握した中で、田畑をそういった方に集団として担っていただけるような地域づくりをしようという、そういった考えだというふうに理解しています。

そんな中で、本市においては、農業振興条例というのを、皆さん方ご理解の下、制定しています。今回のことにつきましても、先ほど来説明させていただいています、300件以上の方が何の支援もなく放置せざるを得ない、自費でやらなければならないという状況を少しでも改善するということが大事だということで予算計上させていただきました。

議員おただしの人・農地プラン、地域で考える、できるだけ農地を守っていくということについては当然ですので、区長方、それから関係者の皆さんに説明する際にも、そのところをきっちりと基礎的なところとして説明も併せて行いたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

農地は地域で守っていくというご答弁やっただけですけども、やはり地域で守っていきましても、行政がしっかりと主体的に地域を守るためには、行政がしっかりとサポートせなあかんという意識の下にやはり動いていかなければならないというふうに私は思っております。

それと、人・農地プランのときは、コロナ

禍でなかなか農家の意見を聞きにくかったということで、本来は、農家の方々の意見をしっかり聞いて、座談会も開いてというふうなことで計画を立てていかなければならなかったというふうな人・農地プランの策定スケジュールにはあったと思います。

そここのところを踏まえて考えると、農家の方々の意見というのは、やっぱりしっかりと聞いてあげてほしいと。だから、やっとコロナ禍も徐々にという中で、やはり、今この災害にあたって、しっかりと農家の声を、また、農家の現状を聞いてあげてほしい。そういうふうな取組みをしっかりと行っていただきたいというふうに思いますけど、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）人・農地プラン等作成段階において、本当にコロナ感染症が蔓延している状況の中で、地域に入ってなかなか会議等ができなかったという状況については、議員おただしのとおりです。

つい先日なんですが、4Hクラブの方と、市長を交えて、今、農家の方の現状であるとか、どういったことが本当に大変な状況なのかというような意見交換会をさせていただいて、その後も担当者からいろいろ4Hクラブの方に聞かせていただいたような取組みをスタートさせていただいていますので、引き続き地域に入って農家の皆さんからお声を聞くということについては行いたいと思いますので、ご理解ください。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）いろいろ説明いただいたのであれなんですが、国の復旧補助事業というのを簡単に説明してもらいたいなと思います。

それと、これは前に危機管理室から災害状況、被害状況を報告していただいているので

すが、田で122箇所、畑で128箇所、全部で250箇所。今、確認したら、今度の補助金で約300件ということなので、それはそれでいいので。国の補助事業に何件、どれぐらい対象になって、残り、補助事業から外れた市の分がこれだけやという、その辺、ちょっと具体的に説明いただけますか。数で結構です。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）国の補助事業について説明させていただきます。

農林水産省が所管する災害復旧事業の、まず気象条件というのがございます。雨量で、最大24時間雨量が80ミリ以上、または最大時間雨量が20ミリ以上ということで、今回の6月2日の雨については十分これを満たしております。

また、被災規模というのがありまして、対象とならない規模、1箇所当たり40万円未満のものについては、農地・農業用施設の災害復旧事業の対象から外れます。また、農業用施設については、関係農家が2戸以上あることというのが対象となる条件となっております。

それから、今回の災害で国費の申請の予定件数ですけど、まだ正確には件数は確定していないんですけど、概数で、農地が約40件、農業用施設が約20件、合計60件程度の申請をする予定でございます。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）それでは、お聞きします。

皆さん質問されているんですけども、お聞きしたいことは、聞いておられるのか、調べておられるのか分かりませんが、今回対象となっているところの被害農地の被害金額の総額、計算で出されていますか。補償の、そういう補助の金額を出されているということ



は、出ていると思うんですけども。

それと、平均してどれぐらいの被害金額になったのか。

それと、最大の被害と最小の被害金額を分かる範囲でお聞きしたい。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）個々の被害の金額という形では正確な算定はしておりませんが、被害報告として上げさせていただいておるのが、田畑合わせて250箇所被害額は2億5,000万円、農業用施設の被害額は5億6,800万円、合わせまして8億1,800万円という形になります。

○議長（森下伸吾君）ほかに。議案第1号について、質疑、よろしく願いいたします。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）最大の被害金額と最小の被害金額は分かっているんですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）最大の被害金額は把握しておりませんが、ため池が4箇所被災しておるんですけど、そのうちの1箇所が最大であったと思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）今回の災害で私たち議員も幾つかそれぞれ皆さん関わったことだろうと思いますが、まずは、農地の場合、個人資産でありますので、「個人負担は幾らかかるの？」という質問が必ず返ってきます。それで、今回のように、激甚指定が割と早い時期についたもので、ある程度の、「個人負担はこのぐらいですか」という説明はできるんですけど、それでも、95%なのか、それ付近なのかというのがね。

（発言する者あり）

○17番（石橋英和君）はい、はい。補正予算

については後でしっかりやります。この序段をやっておかないと後で話がつながらないから、このぐらいはしゃべらせてください。

それで、やっぱり土地の所有者側としたら、はっきり幾らかかるという数字が知りたくてしようがない。それこそ、幾ら働いても農地から収益が上がらないんだよという、裏にそんながあるので。それで、40万円以上、それは工事の設計金額ですね。市のほうでその工事を設計して、積算して、これは40万円以上になりますという格好になれば、国の補助の救済の対象になると。それ以下に関しては国からの補助は出ませんと。それに関して、40万円以下の工事に関して、2分の1を上限に、そやから、40万円の2分の1だから20万円が上限になるんだらうと思いますが、それを今回、市のほうで、市の単費で支給しますということで。

そんな質問も、昨日までは、今日の議会を通らないことには、その補助がつかますからと言えなかったもので、災害を受けた農地の所有者は、どのぐらい自己負担があるのかなというのが非常に気になっておられます。ましてや、そこへ激甚災害とかいう難しい言葉も混じってくるし、40万円以下なのか、40万円以上なのかという辺りも、農業を経営しておられる方でその工事の積算が自分でできるわけもなく、いろいろと役所のほうでお手伝いしなきゃいかんことがたくさんあると思います。

それで、まずは、私たちもだけど、各区の区長方が区民の皆さんからいっぱい質問責めに遭って来ましたし、これからもその説明は区長がたくさんしてくれるんだらうと思うんですが、区長にも正確な情報を流しておいてあげないと、区長も非常に困ると思います。全員、「市役所へ行ったら教えてくれる」となかなか区長の口から言いにくくて、それで、

「市役所までわざわざ行くのやったらもうええわ」という区民の方もおられるし、やっぱり区長を頼りにいろいろ質問されると思うんですけども、今度、区長理事会がということなので。それで、私たちも質問をよく受けますので、私たちに対しても、区長方に対しても、「こういうふうな説明をしてくださいね」というのをしっかりと教えておいていただきたい。曖昧な説明をしておいて、後になって「金額が大きく違うやないか」というのは困ると思うのでね。

それと、私がちょっと関わった件で、これは災害の対象になるんですけども、有効の農地の面積の足切りで、有効面積がこれだけだったら、激甚として、例えば95%出るとしても、100万円の設計の工事であっても、80万円までですよという足切りがあつてね。というのは、こんな狭い畑やったら、100万円の見積りの限度額全部までは出せません、足切りは80%ですという、そういうケースも、へえ、そんながあるんやと私もちょっと驚いたんですけども、そういうこともあるんですよという説明も含めて。でも、最終的にきっちり何円。というのは、40万円以下の、今、ここで補正で上がっておる分も業者に見積もってもらうわけですよ。これ、積算・設計に市は関与しないわけで、個人が建設業者に「これ、幾らかかるか設計してください。見積もってください」から始めなきゃいけない。だから、そしたら、「業者さんってどこへ行ったらおるの？」ぐらいから教えてあげないと、ふだん関わりのないことをやらないかんから。だから、いっぱい知りたいことを抱えているし、それで、幾ら自腹を切らんならんのかびくびくしている部分もたくさんあるんです、今、現実問題ね。

ほんで、区長も、聞きに来てくれたらちゃんと教えてあげたいという気持ちはありなが

ら、全部の知識を吸収しているかといったら、多分そうじゃないと思うんです。今日でも、今日、通過したら、また新しいのが一つ加わったわけでね、説明。それで、激甚災害のこと、その他いろんなこと、私たちも含めてだけど、区長方にもしっかりと分かりやすい説明をお願いしたい。その要望なんです。よろしくをお願いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）制度の周知のことについて、丁寧というお話だったというふうにお聞きしました。

まず、8月に区長理事会が開催されまして、当然、詳細な資料等も含めて提供させていただくわけですが、区長、理事だけではなくて、本市には、地域担当職員として、各地区で開催される区長会に出席の上、説明をするという機会がございますので、そういったことも活用しながら、制度の周知に努めたいというふうに思います。

いずれにしても、区長理事会まではまだ日数がございます。当然、様々なお問合せ等も今後いただくことになると思いますので、想定も含めたQ&Aというのをできるだけつくって、丁寧な説明に心がけたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）農家の分担金について分かる範囲で説明させていただきます。

まず、農地と農業用施設と2種類あるんですけど、農地の場合、農家の分担金は、事業費から補助金を控除した額となっております。補助金は、先ほども申しましたが、基本補助率は農地の場合50%となっておりますが、その年の発生した災害復旧の事業費と関係農家戸数によって補助率というのが上がってくる場合がございます。また、激甚指定された場合は、さらにその補助率がかさ上げされると

というような仕組みになっておるんですけど、その年の被害額と関係戸数が確定しないと補助率が決定しないというような仕組みになっておまして、現在のところでは何パーセントという形では説明できない仕組みとなっております。

また、農業用施設については、補助率が90%までの場合は、農家の負担は事業費の10%となっております。補助率が90%を超える場合は、事業費から補助金を控除した額というふうな形となっております。農業用施設についても、基本補助率は65%ですが、その年の事業費と関係の戸数によって補助率が変わってきて、さらに激甚災害の場合はかさ上げされるというような仕組みになっておまして、現時点では確定していないというような形になります。

それから、田んぼの面積に応じた限度額というふうなところの考え方ですが、国の補助事業では経済効果というのが採択の条件となっております。反当たり限度額、面積当たりの補助金の限度額というのが毎年指定されておまして、その限度額に応じて補助金を出すような形となっておりますので、小さい田んぼで大きな被害を受けた場合は、事業費が全て補助の対象とはならない場合も出てきます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）一つ質問させてください。復旧という言葉なんですけども、僕は農業をやっていないんですけども、復旧というのは原状復旧という意味ですか。今の段階で弱点があったと。それが壊れてしまった。原状復旧で、そのままの直し方をしたらまた同程度の災害で壊れるのか、ひいては、この畑でやってもしゃあないかなというようなイメ

ージがあるんですけども、強化するというのはどの辺まで設計に入っているのかお伺いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）例えばですが、U字溝等を施工したい、今までは単純に土があるような水路だった。でも、議員おたのしのおとおり、「今後また同じような状況になるのが分かっているのであれば、グレードアップをしてU字溝を入れたいんだけど」という、そういった問合せも現状あります。そういったところについては対象としたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、

本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑を行います。  
全般について行います。

質疑ありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）単純な質問で申し訳ございません。この予算、お金、金額で何箇所ぐらいあるのか。あと、工事の工程表というのが基本的にあると思うんですけど、遅れ等が出ていないか。今現状も踏まえて、未来に対して工程表の部分、その点をまずお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）今回、5,000万円という予算を計上させていただいていますが、6月30日、議員の皆さんにご報告をさせていただいた12箇所と、プラスアルファということで、想定として14箇所の工事箇所というふうに考えています。

あと、工程等についてですが、別途、法面の崩壊について、先日来、補正を認めていただきました。その工事も併せて同時に進めておるところです。企業の引渡しの時期については、遅れるという可能性は決してゼロではないんですが、現状では影響は出ないというふうに考えて対応しているところです。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。これも災害復旧なので細かいことは聞きません。強いて言うなれば、工事の途中でこういうことというのはよくあることなのかなと。工事の建設途中なので、なかなか強度もしっかりしていないし、来てはならない水害が来てしまったということで、これは大変天災なので仕方がないと思うんですけど。

やはり工事をする上で、僕は技術屋じゃないので失礼なことを聞いたらお詫びするんですけど、やっぱり水というのは、圧もありま

せんし、自然流水、高いところから低いところへ流れていく、水がたまれば土砂が崩れるという、そういう自然の理論の中で、やっぱり技術屋が設計を踏んだ上できっちりやってくれていると思うんですけど、それでも想定外という雨量でこういうふうになるというのは認識した上でもう一個聞くんですけども、やっぱり予期せぬ出来事というところの、どの程度の部分なのか。ちょっと僕も現場も見していないし、把握できていない、何箇所でも、はい、賛成しますと、この位置に私は立っておるんですけど、やはりこの辺も、もうちょっと個々に聞きに行くべきなのかなと思うんですけど、やはり明確に教えていただけたら。14箇所全部答えろとは言わないんですけど、どういった工事の内容のところ、どういった部分が、どんなふうに崩れたか程度ぐらいは、参考資料でもあればもうちょっとスムーズにいったのかなと思うんですけど、ちょっとだけ、市民から聞かれたときに答えたいので、ちょっと教えていただきたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）工事についてですが、工事を既にやった箇所、通常は1年、2年たつと、そこに草が伸びて、地面が安定して、雨が降っても崩れないという、そういう状況がこれからも続いていくと思うんですが、今回の場合は、施工して間もなくの場所が、先ほど言いました12箇所というところが崩れております。ということは、工事をしたにもかかわらず、まだ安定していないところが、土砂と法面が崩れたというところが大小あったというふうにご理解いただけたらというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これ

をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(森下伸吾君)以上で本日の日程は終わりました。

これにて、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(森下伸吾君)閉会にあたり、市長から発言の申出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(平木哲朗君)登壇〕

○市長(平木哲朗君)令和5年7月市議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、ご提案させていただきました議案につきまして、慎重なるご審議の上、ご承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。

災害への対応につきましては順次進め、本市の農業や商工業の振興を支援してまいります。

先日の、東京大学先端科学技術研究センター主催、和歌山県、高野町等の共催による高野山会議では、高野口で開催された体験型見学会(エクスカージョン)において、様々な高野口の産業・文化など、魅力を紹介いたしました。

そして、このたび、エクスカージョンの場をお借りし、東京大学先端科学技術研究センターと本市の包括連携協定を締結いたしました。今後は、地場産業や生涯教育の場において、先端科学技術研究センターの持つ技術や研究を織り込んだ展開を図るとともに、高野山会議を共に振興し、高野山麓地域が一体となり、その意義を発信してまいります。次回の高野山会議においても、橋本市の魅力を市内外にお伝えしますので、楽しみにしていただきたいと思っております。

また、わかやま市民生活協同組合との包括連携協定を締結いたしました。わかやま市民生活協同組合は、誰一人取り残さないSDGsのめざす姿を理念とし、県民の暮らしに貢献し、これまで数々の事業に取り組んでおられます。中でも高齢者の見守りや居場所づくり、健康寿命を延ばすための生活習慣改善への取り組みなどは、本市の地域課題である高齢者への買物支援等を解決する上で、わかやま市民生活協同組合の事業内容に合致するものであり、ご検討をお願いしたところです。民間の力をお借りしながら、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりをめざしてまいります。

じめじめとした梅雨も間もなく明け、本格的な暑さを迎えます。今年は例年以上に猛暑日など気温の高い状態が続くと予想されています。また、急な雨や豪雨など、雨の降り方

にも十分な注意が必要かと感じているところ  
です。

議員各位におかれましても、体調などご留意  
いただき、今後とも市政発展のため、一層  
のご尽力を賜りますようお願い申し上げまし  
て、7月市議会臨時会の閉会のあいさつとい

たします。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）これにて、令和5年7  
月橋本市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時22分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾

14 番 議 員 南 出 昌 彦

18 番 議 員 中 本 正 人